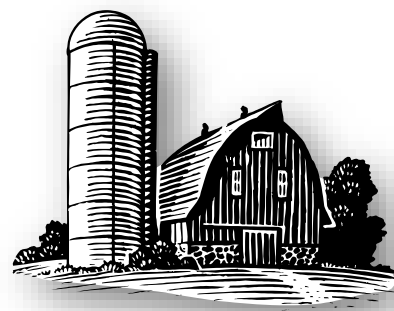


# 「農の雇用事業」 実施のご案内



## <お知らせ>

※平成30年度募集より、要件を一部変更しております。必ず募集要領にて詳細をご確認下さい。

※農業法人等の過去の研修生の定着状況、経営状況等を基に総合的に審査を行い採択者を決定するため、要件を満たしていても採択されない場合があります。

※研修実施期間が3ヶ月未満である場合、助成金は交付されません。

「農の雇用事業」は、農業法人等が新たに雇用した雇用期間の定めのない正社員（雇用就農者育成タイプ）又は新たな農業法人の設立や経営継承し法人設立を目指す者（新法人設立支援タイプ）に対して、就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるために行う実践的な研修等に対して助成する事業です。経営資金や賃金の補助を目的とした事業ではないことに十分ご留意下さい。

## 【事業の流れについて】

新規就業者（研修生）を雇用



応募申請



書類審査



審査結果通知



研修開始

**研修生1人当たり  
年間最大120万円  
助成します！**

<内訳>

①新規就業者に対する研修費  
(年間上限1,164,000円)

※月額上限があります。詳細は裏面

②指導者の技能向上のための  
研修費

(年間上限120,000円)

## 助成内容

【助成額】 研修生1人あたり年間最大120万円(①と②の額を合わせると120万円を超えますが、  
超えた部分はお支払いいたしません)

＜内訳＞ ①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。  
(新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

②指導者研修費 **年間最大120,000円**

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。  
(新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大6万円)

【助成期間】 最長24ヶ月(法人独立支援タイプは最長48ヶ月)

## 事業参加に当たっての主な要件

**！！必ず募集要領にて詳細をご確認下さい！！**

### 【農業法人等の要件】

- ①おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること
- ②研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修指導者」(原則として、研修開始日時時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと。なお、1人の研修生について、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる
- ③研修生との間で、期間の定めのない雇用契約(正社員(新法人設立支援タイプの場合はこの限りでない)。農業法人等の役員等は含まない。)を締結すること
- ④研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること
- ⑤1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上(研修生が障がい者の場合は20時間以上)であること
- ⑥従業員を常時10名以上雇用している事業体については、就業規則を整備していること
- ⑦本事業と期間が重複する他の国の公的助成を受けていないこと
- ⑧応募する年度の**過去5ヶ年度に本事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業に従事している研修生の数が、本事業の対象となった研修生の2分の1以上**であること
- ⑨原則として、研修指導者等は一定期間内に雇用就農者の育成強化に資する研修・セミナーを受講すること
- ⑩過去に要件違反等が発生したことにより、本会に返還すべき助成金がないこと

### 【研修生の要件】

- ①研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時時点で原則45歳未満の者であること
- ②研修開始時点で、正社員としての就業期間が4ヶ月以上あること
- ③過去の農業経験が正社員採用日時時点で5年以内であること
- ④農業法人等の代表者の3親等以内かつ同居している親族でないこと(例外は募集要領参照)
- ⑤過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと
- ⑥過去に農業法人等で農業次世代人材投資資金(準備型)又は青年就農給付金(準備型)の交付を受けて研修していないこと

◆事業に関するお問い合わせは都道府県農業会議へ！

農の雇用

検索

←「農の雇用」で検索！

URL: <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>